

【第2回募集: 共通事項】についての質問に対する回答

事項	受付日	質問内容	回答
入札対象施設等	2月9日	将来、駐車場内に追加の看板等案内表示等を追加する事は可能でしょうか？可能であればどちらの部署と調整するのが良いでしょうか？	合理的な理由があれば追加することは可能です。 追加する際は、変更入札占用計画の認定と道路占用許可申請の変更が必要になりますので、道路整備課と路政課と調整してください。
道路の占用の場所	2月9日	現地地下部の埋設物等が分かる資料等を頂くことは可能でしょうか。	基本的には地下埋設物等はございません。 ただし、使用開始前に現地立会いする際には双方にて詳細に確認させていただきます。
入札占用計画	2月9日	入札占用指針の7(2)「認定入札占用計画の変更」に関して質問です。落札後の計画認定の際に駐車場レイアウトなど変更を行う事は可能でしょうか？その際に必要な手続きはどのようなものになりますでしょうか？	提出いただいた「入札占用計画」を基に関係部署と協議を行い、「占用入札参加資格確認通知書」を決めておりますので、合理的な理由がない限り変更は難しいと考えております。 手続きといたしましては、 入札占用指針 7 入札占用計画の認定 (2)認定入札占用計画の変更 に示すとおりとなります。
その他	2月9日	入札占用指針の8(2)ア「原状回復」に関して質問です。現状土地境界に設置されているガードパイプや杭の類は原状回復の際、再設置は必要でしょうか？	基本的には原状回復をお願いしておりますが、道路管理者と協議し、道路管理者の指定する合理的な状態で返還することができます。

事項	受付日	質問内容	回答
その他	2月9日	舗装工事の際、隣地から工事に関して協力が得られず、工期に影響が出て運営開始が遅れたり、または運営開始に支障をきたした場合の措置はいかがお考えでしょうか？	調整できる範囲で運営をお願いいたします。

【第2回募集: 中原区宮内4丁目の一般国道409号予定地(自動車駐車場)】についての質問に対する回答

事項	受付日	質問内容	回答
入札対象施設等	2月9日	運営後、カーシェアリング車両に時間貸車室を変更することは可能でしょうか。	運営の形態については変更可能です。
道路の占用の場所	2月9日	現地入口部の折畳鉄扉を撤去する場合、中原区役所道路公園センターと調整のうえ運搬するように記載がございますが、調整によっては現地に鉄扉を固定する等の方法も検討可能でしょうか。また、撤去物の保管はどちらの責務になりますでしょうか。	・鉄扉を固定する方法も可能です。 ・撤去物については川崎市所管でありますので、市の所有地内に運搬していただき、保管の責務は川崎市となります。
入札占用計画	2月9日	運営中に追加工作物を設置する場合、どのような申請書を提出すれば宜しいでしょうか。等々カ緑地の渋滞緩和策として、今後検討していきたいと考えております。	入札占用指針 7 入札占用計画の認定 (2) 認定入札占用計画の変更 に示すとおりとなります。
その他	2月9日	「一般国道409号の工事等着手までの暫定利用です。」という看板設置が条件に含まれておりますが、これは既存フェンスへの設置も可能という認識で宜しいでしょうか。	既存フェンスの状況にもよりますが構造上問題なければ設置は可能です。
		現地既存の車止めになりますが、契約終了後の再設置は必要でしょうか。	基本的には原状回復をお願いしておりますが、道路管理者と協議し、道路管理者の指定する合理的な状態で返還することができます。

【第2回募集:麻生区下麻生3丁目の主要地方道横浜上麻生予定地(自動車駐車場)】についての質問に対する回答

事項	受付日	質問内容	回答
道路の占用の場所	2月9日	現地敷地内に横断歩道が書かれています。横断歩道は使用しませんので、黒く塗りつぶしたうえで改めて駐車場に必要なライン引きを行うつもりでおりますが、問題ないでしょうか？	問題ございません。
その他	2月9日	入札占有指針「物件明細」に関して質問です。「主要地方道横浜上麻生の工事等着手までの暫定利用です。」といった看板(A1サイズ以上)を設置してください。とありますが、デザイン等の打ち合わせは認定後、どちらと行うのが宜しいでしょうか？設置場所は既存フェンスへの設置でも問題ないでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・調整は道路整備課と行ってください。 ・既存フェンスの状況にもよりますが構造上問題なければ設置は可能です。

【第2回募集:宮前区野川の市道宮前6号線予定地(その1、その2)(自動車駐車場)】についての質問に対する回答

事項	受付日	質問内容	回答
その他	2月9日	入札占有指針「物件明細」に関して質問です。「市道宮前6号線の工事等着手までの暫定利用です。」といった看板(A1サイズ以上)を設置してください。とありますが、デザイン等の打ち合わせは認定後、どちらを行うのが宜しいでしょうか？設置場所は既存フェンスやガードパイプへの設置でも問題ないでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・調整は道路整備課と行ってください。 ・既存フェンスやガードパイプの状況にもよりますが構造上問題なければ設置は可能です。